

生活保護行政について

(2007年9月1日現在)

市町村名	生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。
1 名古屋市	福祉業務経験豊かな職員を配置し、多様な相談に応じ、最低生活の保障に欠けることないように努めている。
2 豊橋市	きめ細かな面接相談し、申請権を侵害することのないよう努めている
3 岡崎市	申請権について本人に説明。
4 一宮市	きめ細かな面接相談し、申請権を侵害することのないよう努めている。疑われるような行為は厳につつしみ申請意思のある方は申請手続きの援助・指導をおこなう。
5 瀬戸市	2006年度相談件数273件、申請74件。相手の立場を重んじ誠心誠意相談に応じている
6 半田市	相談者は様々な問題を抱えているので相談内容を聞き支援が必要な場合は申請書を交付。申請に対するしめつけはなく適正に努めている。
7 春日井市	生活保護法に基づき申請を受理している。
8 豊川市	生活状況をよく聞き、それぞれの能力に応じて最善の努力をしていただくよう話している。
9 津島市	締め付けはおこなっていない。
10 碧南市	厚労省基準に基づき申請業務をおこなっている。
11 刈谷市	窓口面接時に個々の正確や立場、環境を理解し他法の活用や生活改善指導、保護を必要とする状態にある方や申請の意思のある方に対し、制度のしくみを説明し、申請手続きの援助・指導し、権利と義務等を説明し公平に保護業務を実施している。
12 豊田市	文書回答なし
13 安城市	申請意思をよく理解して、適切に処理している。
14 西尾市	事情をよく聞き、制度を説明し、生活保護の可能性のある方に申請書を渡している。申請について本人の意思を尊重している。
15 蒲郡市	制度の適切な運用に努めている。
16 犬山市	憲法25条に規定する生存権に基づき、国が生活に困窮する国民に対し、最低生活を保障するとともに、自立を助長するもの。申請権は尊重している。
17 常滑市	生活困難になった要因を把握し、脱却への手がかりとして社会保障制度についてアドバイス。生活受給の可能性のあるケースについては申請を受理し、調査のうえ2週間以内で要否決定。
18 江南市	生活保護基準に基づき、適正に対応
19 小牧市	生活保護法に基づき、適正な保護行政を実施。しめつけはおこなっていない。
20 稲沢市	相談内容に応じ、実施要項に基づき、救済漏れの無いよう適切に対応。
21 新城市	法律に基づき対応している。
22 東海市	生活保護は、国民生活の最後の拠り所であることを認識している。面談においても真摯な態度で対応。親切丁寧に制度を説明し、助言をしている。保護の必要な方には適切に対応。
23 大府市	生活保護の要件にてらし、適切な保護の実施をしている。
24 知多市	福祉相談室において主に査察指導員が面接対応している。生活保護が必要と思われる場合、制度の説明をしたあと、本人の意思に基づき保護申請を受理している。
25 知立市	生活保護法に基づき実施。申請権の保障、救済漏れのないよう努めている。
26 尾張旭市	相談内容をよく聴取し、生活保護法の趣旨に基づき適切に事務処理をしている。
27 高浜市	生活保護の原理原則に則し、必要な人に必要な保護が行われるよう必要な対応をおこなっていく考えです。

市町村名		生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。
28	岩倉市	生活保護の相談ケースにより内容がそれぞれ異なりますので十分伺った上、ケース検討して保護の要否を判定している。
29	豊明市	適正な申請の受理している。
30	日進市	法の趣旨に基づき制度を適正に運用することに心がけている。生活困窮世帯の保護と自立の助長を常に留意し、また相談者の立場を考え仮に生活保護制度の適用にならなくてもCWの知識と経験で援助している。保護申請の申し出については、相談者の権利について十分認識している。
31	田原市	要保護者の活用しうるものはすべて活用した後公平に適用している。保護開始後は被保護者の自立援助を図ることも目的して実施。
32	愛西市	従前から生活に困った方からの相談には制度をわかりやすく説明し、他の制度を活用しても尚かつ自立する援助が不足する場合は申請している。申請に対するしめつけはしていない。
33	清須市	内容など十分に聞きとり、相談に応じている。必要あれば速やかに申請書を提出し、保護の対象とするようにしている。
34	北名古屋	国・県の指導に基づいて適正に実施している。
35	弥富市	関係通知に基づき適正に実施。